

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金
補助事業等の 目 標	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日付け社 援発0724第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく生活困窮者支援等の ための地域づくり事業(以下「地域づくり事業」という。)を実施し、身近な 地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
補助事業等の 対 象 者	諏訪市社会福祉協議会
補助対象経費	地域づくり事業の実施に要した経費であって、次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(給料、職員手当等、報酬及び共済費) (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料及び食糧費) (5) 使用料及び賃借料 (6) 役務費(通信運搬費、保険料及び手数料) (7) その他市長が必要と認める経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費(その額に1,000円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が地域づく り事業に係る国庫補助基準額を超える場合は、当該国庫補助基準額を上限と する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を 評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和 8年 4月 1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和11年 3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公 表する。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>1 この取扱基準において、地域づくり事業は、次に掲げる内容を行う事業をいう。</p> <p>(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握</p> <p>(2) 地域住民の活動支援・情報発信等</p> <p>(3) 地域コミュニティを形成する居場所づくり</p> <p>(4) 行政、地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる内容の事業は、地域づくり事業に含めないものとする。</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置運営に係る実地研修又は訓練</p> <p>(2) 権利擁護の推進を図るための取組及び成年後見制度に関する取組</p> <p>(3) 災害時の避難行動要支援者の避難に係る名簿及び個別避難計画の作成</p>
<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 事業収支予算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 事業収支決算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 生活相談課 生活福祉係</p>

令和 8年 3月23日 制定 (令和 8年 4月 1日 施行)